

平成26年4月1日より指定薬物の所持・使用等が禁止になります

合法ハーブ等と称して販売される薬物（いわゆる脱法ドラッグ）対策として、脱法ドラッグに含まれる成分のうち、幻覚等の作用を有し、使用した場合に健康被害が発生するおそれのある物質を、薬事法に基づき厚生労働大臣が「指定薬物」として、これまで1,300物質以上を指定し、規制を行ってきました。

薬事法により、指定薬物の輸入、製造、販売、授与、販売若しくは授与目的での貯蔵又は陳列については禁止されていましたが、所持、使用等について特段の規制がなく、指定薬物を含む脱法ドラッグを安易に入手し使用する事例が数多く報告され、急性毒性や「依存症候群」等の精神症状を発現した事例、交通事故等による他者への危害事例が頻発しています。

このような状況に対応し、新たな乱用薬物の根絶を図るため、指定薬物の輸入、製造、販売等に加え、所持、使用、購入、譲り受けについても禁止することになりました。

違反した場合、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金又はこれらが併科されます。

1 「合法ハーブ」と称する薬物（違法ドラッグ）について

覚醒剤・大麻に化学構造を似せて作られた物質などが添加されたもので、どんな影響が身体にでるかかわからず、乱用による健康被害が発生しており、大変危険です。

※麻薬等の乱用につながるゲートウェイドラッグ(入門薬)となるおそれがあります。

「脱法ドラッグ」は、「ハーブ」、「お香」、「芳香剤」などと用途を偽装したり、「合法ドラッグ」、「合法ハーブ」などと称したりして販売されていますが、何がどれだけ入っているか分かりません。

使用した際に何が起こるか分かりません。呼吸困難を起こしたり、死亡したりすることがあります。また、異常行動を起こして他人に危害を加えたりすることもあります。

形を変えたように見せかけているだけです。「ダメされないように！！」

2 普及啓発活動

県では、青少年に重点を置いた啓発活動を積極的に実施しており、警察署及び薬物乱用防止指導員と連携し、大学、高校、中学校、小学校で薬物乱用防止教室を開催しています。

山口県周南健康福祉センター 環境衛生薬事班
電話：0834-33-6427